

1 1 月 1 7 日に合意された諮問事項について

1 1 月 1 7 日に開催された議会運営委員会において、本日の議会運営委員会で審議する諮問事項が以下のとおり決定した。

**【継続審議中の諮問事項】**

番号	要 旨
7	<p><b>各種計画について、関係する各常任委員会においても報告及び質疑を可能とすること</b></p> <p><b>提案理由</b>                      現在、とりまとめを行う所管課が、所属する常任委員会のみで報告を行うこととなっている。そのため、所管外の個別事業について、十分な質疑を行うことができていないことから、改善を求め提案する。</p>
12	<p><b>意見書等の提出に関する陳情の取扱いについて</b></p> <p><b>提案理由</b>                      意見書等の提出を求める陳情は、各常任委員会に付託して審査しているため、賛成多数で採択となる場合がある。この場合は、全会一致ではないため意見書等を提出することができず、議会としての道義的責任（議会の不作為）が生じることになる。また、4 人会派や 3 人会派が所属していない委員会で全会一致の採択となった場合、該当する会派は、委員会終了後、作成された意見書の案文で確認している。</p> <p>以上の課題を解決するため、意見書等の提出を求める陳情については、採決が前提である「陳情」審査ではなく、議会全体の合意が図られるように、議会運営委員への参考送付とし、意見書等を提出すべきと判断した会派は、案文を作成・提出し、会派提案の意見書と併せて幹事長会において議論することを提案する。</p>

## 【一括して審議することとなった諮問事項】

番号	要 旨
2	<p><b>請願・陳情付託除外基準の拡大について 私人間の争いに関する陳情（民間紛争）を付託除外とする</b></p> <p><b>提案理由</b> 個人的な財産権に関して、議会が態度表明することはなじまない。 また、法的な条件を満たしているのであれば、議会の権限外であり、態度表明をすべきではないという理由から提案する。</p>
5	<p><b>請願・陳情の区議会HP上での公開について</b></p> <p><b>提案理由</b> 本件は、板橋区の情報公開条例における公文書原則公開の規定や、議会基本条例前文に「区民に開かれた、区民参加の議会」「徹底した情報公開」と謳っている理念に鑑みて、陳情の願意に拘束されることなく、議論を深め結論を出すべきである。よって、議会運営委員会の諮問事項として提案する。</p> <p><b>⇒付託除外基準の検討を含めて、本委員会で継続して議論を行うこととし、<u>請願は先に公開することとした。</u></b></p>